

## 電磁的記録媒体提出票

第26条  
第28条第2項  
遺失物法施行規則 第28条第3項 の規定により提出すべき書類に記載することとされ  
第31条第1項  
第32条  
第33条第1項

ている事項を記録した電磁的記録媒体を次のとおり提出します。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

殿

氏名又は名称

住所又は所在地

- 1 電磁的記録媒体に記録された事項
- 2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類

- 備考
- 1 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
  - 2 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記録した書類を併せて提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。
  - 3 不要の文字は、横線で消すこと。
  - 4 該当事項がない場合は、省略すること。
  - 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。